令和6年度岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

広域連合の職員は、地方自治法第252条の17の規定に基づき岩手県と岩手県内の市町(派遣元自治体)から派遣されています。職員の採用や退職などの任免については派遣元自治体で行われており、広域連合では実施していません。

(1) 派遣自治体別職員数

令和6年4月1日現在

派遣元自治体	令和5年度	令和6年度	増減	広域連合における役職名
岩手県	1人	1人	0人	次長兼総務課長兼会計管理者
盛岡市	2人	2人	0人	事務局長、主任主査
宮古市	1人	1人	0人	副主幹
大船渡市	1人	1人	0人	主事
花巻市	1人	1人	0人	主任
北上市	1人	1人	0人	業務課長
久慈市	1人	1人	0人	主事
遠野市	1人	2人	1人	主幹、主任
一関市	1人	1人	0人	副主幹兼主任主査
陸前高田市	1人	1人	0人	主事
釜石市	1人	1人	0人	主任
二戸市	1人	1人	0人	主事
八幡平市	1人	1人	0人	主任
奥州市	1人	1人	0人	副主幹兼主任主査
滝沢市	1人	1人	0人	主任
紫波町	1人	0人	△1人	
金ケ崎町	1人	1人	0人	主任
大槌町	1人	1人	0人	主任
山田町	1人	0人	△1人	
岩泉町	1人	1人	0人	主任
軽米町	0人	1人	1人	主事
計	21 人	21 人	0人	

(2) 所属別職員数

区分		令和5年度	令和6年度	増減
	事務局長	1人	1人	0人
広域連合	事務局次長	1人	1人	0人
事務局	総務課	4人	4人	0人
争伤问	業務課	13 人	13 人	人 0
	会計室	2人	2人	0人
広域連合	書記長	1人※	1 人※	0人
議会事務局	書記	4人※	4 人※	人 0
選挙管理	書記長	1人※	1 人※	0人
委員会事務局	書記	5人※	5人※	0人
監查委員事務局	書記	1人※	1 人※	0人
言	+	21 人	21 人	0人

「※」は広域連合事務局職員が兼務しています

2 人事評価の状況

平成28年度に施行された地方公務員法の一部改正により、職員の人事評価について、能力や 経験、勤務実績等を総合的に評価し、職員の任用、給与、分限等人事管理の基礎とすることに なりました。

広域連合の派遣職員については、派遣元市町にて職員の任用、給与、分限等を行っていることから、人事評価制度における評価の最終的な判断等については派遣元自治体で行うこととしています。

そのため、広域連合では、人事評価制度に準じた形での評価を行い、その評価内容を参考資料として派遣元自治体に提示します。

3 給与の状況

職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務 手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当があり ます。

このうち、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当については、派遣 元自治体の規定により支給され、広域連合が負担しています。

また、通勤手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当については、広域連合の規定により広域連合が支給しています。

(1) 広域連合が支給する手当(令和5年度)

区 分	手当の実績	内 容		
通勤手当	2,778,640 円	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関 や自動車などの交通用具を使う職員に支給		
管理職手当	3, 344, 400 円	管理または監督の地位にある職員に対して支給		
管理職員特別 勤務手当	0円	管理職手当を受ける職員が、週休日または職員の休日に勤務した場合、及び午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に支給		
寒冷地手当	1,078,400円	世帯区分に応じ支給		
時間外勤務手当	4, 110, 315 円	正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた 職員に支給		
休日勤務手当	12,978 円	職員の休日において、正規の勤務時間中に勤務する ことを命ぜられた職員に支給		
手当合計	11, 324, 733 円			

(2) 特別職の報酬

区分			報酬の額	
広域連合長			額	70,000円
副広域連合長			額	50,000円
広域連合議会	議長	年	額	21,000円
	副議長	年	額	18,000円
	議員	年	額	15,000円
選挙管理委員会	委員長	日	額	5,000円
	委員	日	額	5,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	日	額	5,000円
	議会の議員のうちから選任された者	日	額	5,000円

4 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区分	内 容
勤務時間	週 38 時間 45 分
休憩時間	一般的な場合 12 時から 13 時まで
勤務時間の割り振り	一般的な場合 8時30分から17時15分まで

[※]休憩時間及び勤務時間の割り振りについて、子育て、介護又は通勤の事情に応じ、時差出 勤や休憩時間の短縮を実施しています。

(2) 休暇

休暇の種類は、給与が支給されるか否かによって、有給休暇と無給休暇に分けることができます。有給休暇としては、事由を限らず毎年付与される年次休暇、負傷や疾病のため療養を必要とする場合に認められる病気休暇及び特定の事由に基づいて認められる特別休暇があります。無給休暇としては、配偶者、父母又は子などを介護する場合に認められる介護休暇があります。

区分	内容
年次休暇	1年ごとの休暇で、規則で定める日数が毎年付与され、規則で定める日数を
十八个时	限度として当該年の翌年に繰り越すことができる休暇 (有給)
負傷又は疾病のため療養を要し、勤務しないことがやむを得ない	
病気休暇	る場合に、規則で定める日数を限度として取得できる休暇(有給)
性即分明	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により勤務しないことが相当
特別休暇	である場合、それぞれ規則で定める日数を取得できる休暇(有給)
	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老
介護休暇	齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しない
	ことが相当であると認められる場合における休暇(勤務しない時間を減額)

5 休業の状況

休業の種類は、子を養育するため、一定の期間勤務しないことができる育児休業、一日の勤 務時間のうち一部を勤務しないことができる部分休業があります。

令和5年度は取得実績がありません。

6 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、病気などのために職務が充分に果たせない場合などに公務の能率を維持する ために行う処分で、懲戒処分とは、法令違反などの義務違反があった場合などに規律の秩序を 維持するために行う処分です。

このうち、分限処分については派遣元自治体の関係規定を適用して行い、懲戒処分については、広域連合の職務に関する懲戒は広域連合関係規定を適用して行います。

令和5年度は該当事案がありません。

7 服務の状況

職員は、地方公務員法及び岩手県後期高齢者医療広域連合職員服務規程により守らなければならない義務が定められており、全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めています。

8 退職管理の状況

平成 28 年度に施行された地方公務員法の一部改正により退職管理制度について規定されましたが、広域連合においては派遣職員のみで構成されており、該当する職員はおりません。

9 研修の状況

職員の研修については、実務と制度に精通することにより広域連合事務の円滑な運営に資することを目的に実施しています。令和5年度においては以下の研修の他、情報セキュリティ研修、メンタルヘルス研修、各派遣元自治体の研修計画等に基づく研修等も受講しています。

() *) / () () () () () () () () ()			
研修種別	人数	研修内容	
	3人	第三者行為求償事務初任者研修会	
	4人	第三者行為求償事務担当者研修会	
	2人	KDBシステム操作研修会	
担当業務に係る実務研修	4人	令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体	
		的実施に係る支援者研修会 (web 開催)	
	4人	令和5年度高齢者の保健事業と介護予防の一体	
		的実施の推進に向けた研修会 (web 開催)	

10 福祉及び利益の保護の状況

職員の健康診断は、派遣元自治体または広域連合で実施しています。

職員の利益は、不利益処分に関する審査請求制度により保護されており、不利益処分を受けた職員は岩手県公平委員会に対し審査請求をすることができます。

令和5年度は該当事案がありません。